

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定によって、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。

平成十九年五月十日

広島県知事 藤田雄山

特定非営利活動法人の名称	川中 恒子	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	定款変更の内容	申請の日
特定非営利活動法人どりーむ	川中 恒子	広島県呉市 広多賀谷一丁目八番二〇号川原ビル一階	この法人は、障害者に対して、自立を支援するための生産活動や創作活動に関する事業を行い、障害者が安心して生活できる健全な地域社会の発展に寄与することを目的とする。	特定非営利活動に係る事業の変更	平成一九年四月二五日